

農林水産物流通条件不利性解消事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、沖縄県から県外へ出荷される県産農林水産物について、遠隔地であることによる不利性を解消するため、予算の範囲内で出荷団体の県外出荷に要する輸送費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 県外 北海道、本州、四国及び九州をいう。ただし、鹿児島県に属する離島は除く。

(2) 県産農林水産物 県内で生産された農林水産物（水産物については県内で水揚げされたもの）をいう。ただし、原則、加工したものは除く。

(3) 出荷団体 次に掲げる団体のうち、当該団体又はその構成員が県産農林水産物の出荷を行い、かつ、県内に出荷等の拠点を有する団体をいう。

ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合又は農事組合法人

イ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合

ウ 森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合又は森林組合連合会

エ 農林漁業者等の組織する団体

オ その他、知事が認める団体

(補助対象事業者)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）を受けることができる者は、県産農林水産物を県外に出荷する出荷団体（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(交付の対象)

第4条 知事は、市場競争力の強化により生産拡大及び付加価値が高まることが期待されるとして戦略品目に選定された県産農林水産物のうち、知事が認める品目に関し、その県外出荷に要する輸送費（以下「補助対象経費」という。）の全部又は一部について、補助金を交付する。

(補助金の額)

第5条 前条の規定により交付する補助金の額は、次の（１）、（２）のいずれか低い額に、県外出荷重量を乗じて算出した額とする。

(1) 1キログラムあたりの補助対象経費（税抜）

(2) 別表「基準額」欄に掲げる金額

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度知事が定める日までに農林水産物流通条件不利性解消事業補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請にあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

- 第7条 知事は、前条の規定に基づく補助金の交付の申請があったときは、当該申請書に係る書類等を審査し、適正と認めるときは、交付の決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 2 前項の交付決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を附して交付の決定をすることができる。

(交付申請の取下げ)

- 第8条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第7条の規定に基づき補助金の申請を取り下げようとするときは、農林水産物流通条件不利性解消事業補助金交付申請取下げ書（第2号様式）を補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内に知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

- 第9条 補助事業者は、次の各号に該当する場合には、遅延なく農林水産物流通条件不利性解消事業計画変更承認申請書（第3号様式）又は農林水産物流通条件不利性解消事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 交付決定を受けた額を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(遂行状況報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業の各四半期（第4四半期分を除く）の遂行状況について、翌四半期第1月の10日までに農林水産物流通条件不利性解消事業遂行状況報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、補助事業者に対し、同報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は知事の定める日のいずれか早い期日までに農林水産物流通条件不利性解消事業実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告にあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らか場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

- 第12条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを審査し、事業が適正に遂行されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告書を提出した補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、知事が定める日までに農林水産物流通条件不利性解消事業補助金概算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに農林水産物流通条件不利性解消事業補助金精算払請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、第9条第2号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 知事は、第12条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10号により知事に速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(立入検査)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な資料の提出を求め、又は関係職員に帳簿その他の物件を検査させることができる。

(証拠書類の整理)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経費について、他の経費と明確に区分して収支及び支出を記載した帳簿を備え、その経理の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は前項の帳簿及び補助金にかかる証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を、補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本要綱は、平成24年8月9日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成29年9月21日から施行する。

附 則

本要綱は、平成30年2月9日から施行する。

本要綱の終期は、平成34年3月31日とする。

別表（第5条関係）

輸送区間		輸送方法	輸送品目	基準額 (1kgあたり)
発地	着地			
沖縄本島	県外	航空	花き・水産物	80円
			花き・水産物以外	60円
		船舶	花き	35円
			花き以外(注)	20円
		モズク	10円	
宮古島	県外	航空	花き・水産物	140円
			花き・水産物以外	115円
		船舶	全品目(注)	35円
			モズク	15円
	沖縄本島 (経由に限る)	航空	花き・水産物	60円
			花き・水産物以外	55円
	船舶	全品目(注)	15円	
		モズク	5円	
石垣島	県外	航空	花き・水産物	145円
			花き・水産物以外	120円
		船舶	全品目(注)	35円
			モズク	15円
	沖縄本島 (経由に限る)	航空	花き・水産物	65円
			花き・水産物以外	60円
	船舶	全品目(注)	15円	
		モズク	5円	
久米島	沖縄本島 (経由に限る)	航空	全品目	50円
		船舶	全品目	5円
南大東島又は 北大東島	沖縄本島 (経由に限る)	航空	全品目	50円
		船舶	全品目	5円
伊江島	沖縄本島 (経由に限る)	船舶	全品目	3円
沖縄本島周辺離島	沖縄本島 (経由に限る)	船舶	全品目	5円

多良間島	宮古島 (経由に限る)	船舶	全品目	15円
石垣周辺離島	石垣島 (経由に限る)	船舶	全品目	5円
与那国島	石垣島 (経由に限る)	航空	全品目	50円
		船舶	全品目	20円

備考 この表に定める発地又は着地の適用地域は以下のとおりとする。

(1) 沖縄本島周辺離島

伊平屋島、伊是名島、津堅島、栗国島、渡名喜島、渡嘉敷島及び座間味村に属する離島

(2) 石垣周辺離島

竹富町に属する離島

(注) 輸送品目のうち「モズク」は除く